

太田市土地開発公社建設工事等請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、太田市土地開発公社（以下「公社」という。）が実施する建設工事及び設計、調査及び測量並びに造園関連業務委託（以下「建設関連業務委託」という。）の指名業者の選定及び一般競争入札における入札参加資格要件の設定（以下「業者の選定等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(業者の選定等及び等級格付けの基準)

第2条 業者の選定等については、太田市が入札参加資格者と認定した者（以下「有資格者」という。）の中から選定する。

2 等級格付けは、太田市が決定した等級格付けによるものとする。

(等級区分別発注標準額運用基準)

第3条 太田市建設工事等請負業者選定要領（以下「太田市選定要領」という。）第5条を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、特殊な技術を要する工事又は公社における発注状況その他特別な理由があると認められる場合は、この限りではない。

3 等級区分のない建設工事の業者の選定等については、予定価格及び工事の難易度並びに太田市が決定した総合数値等を考慮し、業者の選定等を行うものとする。

(予定価格等の設定)

第4条 原則として、予定価格は事前公表とする。ただし、不正行為の排除又は競争性を確保するために事後公表とすることができる。

2 最低制限価格は設定しないものとする。ただし、粗雑工事又はダンピングの防止を図るため最低制限価格を設定することができる。

(地域要件の基準)

第5条 本社又は本店の所在地並びに入札契約等に関わる権限を委任された支店又は営業所の所在地により業者の選定等を行う基準は、太田市選定要領第6条を準用する。

(入札条件の設定)

第6条 一般競争入札において、工事（建設関連業務委託においては、「業務」と読み替える。以下同じ。）の特殊性による入札参加条件を設定する必要がある場合、当該案件の契約事務を所管する者（以下「契約担当者」という。）は、当該案件の設計業務を担当する者（以下「設計担当者」という。）と協議のうえ、次の各号に留意し、工事实績若しくは近接工事条件又は技術者配置などの条件を設定することができる。

- (1) 発注状況
- (2) 有資格者の受注状況
- (3) 近接工事の有無
- (4) 地理的条件
- (5) 技術的適正
- (6) 工事の難易度

(指名業者の選定)

第7条 契約担当者は、指名競争入札における業者の選定（以下「指名」という。）については、次の各号に留意し、総合的に判断し、指名が特定の業者に偏ることがないように留意しなければならない。

- (1) 贈賄及び不正行為等による入札参加資格停止等の有無及びその他現況の信用状態
- (2) 太田市暴力団排除条例（平成24年7月1日制定）第6条第1項及び第4項の規定による措置を受けている者
- (3) 太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱第4条第2項で規定する誓約書提出の有無
- (4) 適正な資格を有する技術者の配置の可否
- (5) 手持ち工事又は業務の状況
- (6) 工事の規模、難易度
- (7) 該当地域内の営業拠点の存在又は該当地域における施工実績
- (8) 過去の同種又は類似工事又は業務の施工実績
- (9) 公共工事及び一般工事に対する工事成績の状況
- (10) 工事現場に対する安全管理の状況
- (11) 従業員に対する労働福祉の状況
- (12) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (13) 一方の会社の会社法人上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合

（指名業者の数）

第8条 前条に基づき指名するときは、次の各号に応じた業者を指名するものとする。ただし、特別の理由がある場合はこれを減ずることができるものとする。

- (1) 予定価格10,000万円以上は、10者以上
- (2) 予定価格5,000万円以上は、8者以上
- (3) 予定価格3,000万円以上は、7者以上
- (4) 予定価格1,000万円以上は、6者以上
- (5) 予定価格500万円以上は、5者以上
- (6) 予定価格300万円以上は、4者以上
- (7) 予定価格300万円未満は、3者以上

（指名業者の選定の特例）

第9条 契約担当者は、指名にあたり、次のいずれかに該当する場合には、有資格者以外の者を指名することができる。この場合において、有資格者以外の者については、太田市に準じた方法により資格審査を行わなければならない。

- (1) 特殊な工法及び技術並びに特殊な機械器具又は生産設備を必要とする場合
- (2) その他特別の理由があると認めた場合

（一般競争入札に参加できない業者）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 太田市入札参加資格停止措置要領（平成25年4月1日太田市制定）に基づく入札参加資格停止期間中である者
- (2) 太田市暴力団排除条例（平成24年7月1日制定）第6条第1項及び第4項の規定による措置を受けている者
- (3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項による営業停止処分期間中の者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11で準用される施行令第167条の4第1項に該当する者及び市の発注する工事と同条第2項各号のいずれかに該当する行為があった者
- (6) 公社の発注する工事で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、こ

れに対する改善を行わない状態が継続している者

- (7) 公社の発注する工事で、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者
- (8) 労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (9) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- (10) 一方の会社の会社法人上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

（準用）

第11条 この要領は、次の号に該当する場合に準用する。

- (1) 公社が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の選定等

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。